

日本幼稚園協會編輯 幼兒の教育

會長 東京女子高等師範學校長 下村 壽一
 主幹 東京女子高等師範學校教授 附屬幼稚園 主事 倉橋 惣三

日本幼稚園協會規則

第一條 本會ハ幼兒教育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス

第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒教育ニ篤志ナルモノトス

第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金參拾五錢ヲ齎出スヘシ、會員ハ無料ニテ本會發行雜誌ノ配布ヲ受ケ又本會ノ事業ニ關シ諸種ノ便宜ヲ受ケ

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルトキハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルヘシ

第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ヲ與ヘラル、モノニ請ヒテ地方委員トナスコトアルヘシ

第七條 本會ハ毎年一同總會ヲ開ク。但場合ニヨリ臨時休會スルコトヲ得

第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ
 一、幼兒教育ニ關スル研究及ヒ調査
 一、幼兒教育ニ關スル講演會及ヒ講習

會ノ開催

- 一、雜誌發行(毎月一回)
- 一、幼兒教育ニ關スル圖書刊行
- 一、保姆就職及招聘ニ關スル仲介
- 一、其他本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 會務ヲ總理ス
 主幹 一名 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス

幹事 若干名 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ掌理ス

評議員 若干名 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス

第十條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス

第十一條 主幹 幹事 評議員ハ二ヶ年ヲ期シテ會長ヨリ推舉スルモノトス

第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルヘシ

第十三條 本規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

定價

一ヶ月分	金參拾五錢	特等面一頁	二等面一頁
半年分	金貳圓拾錢	廣	金貳圓拾錢
一年分	金四圓貳拾錢	廣	金貳圓拾錢
拾貳冊送	料共	廣	金貳圓拾錢
廣告社	に御申込下さい	廣	金貳圓拾錢

(外國行郵税は一部金拾貳錢の割にて御拂込下さい)
 昭和十年十月十三日印刷納本
 昭和十年十月十五日發行

幼兒の教育 第三十五卷 第十號

不許複製 禁止轉載

編輯者 倉橋 惣三
 發行所 東京市本郷區駒込林町百七十二番地
 印刷者 柴山 則常
 東京市本郷區駒込林町百七十二番地
 印刷所 會社 杏林 舍

發行所

東京市小石川區大塚町三十五
 東京女子高等師範學校附屬幼稚園內
 日本幼稚園協會
 振替口座東京一七二六六番

注 文 規 定

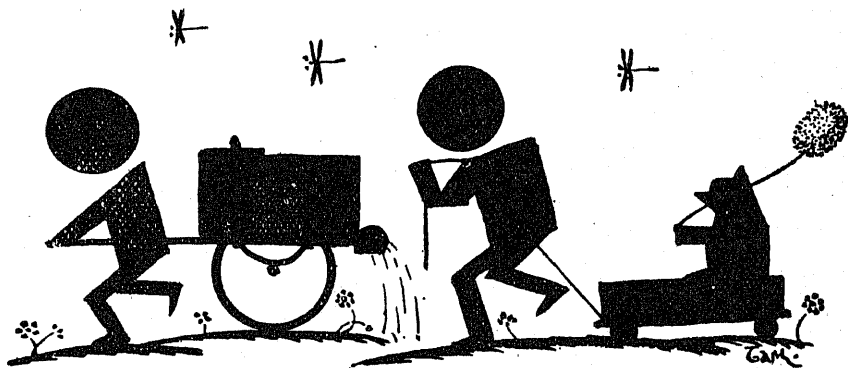
- 一、本誌御注文の方は凡て前金(郵税共)で願ひます。(郵券代用の場合は總て「割増」)
- 一、御送金の場合にはなるべく振替貯金で振替口座東京一七二六六番日本幼稚園協會宛に願ひます。
- 一、送金の節には第何巻第何月號より第何月號迄と明記せられたし。
- 一、本誌の代金に對しては別に領收證を差出しません。特に御入用の方は往復はがきで御申込を願ひます。
- 一、會費切又は前金切の際にはその最終發送の雜誌の帶封に「前金切」の印章を押捺いたします。其節は早速御送金を願ひます。
- 一、本誌の見本御入用の場合には前金參拾五錢發送を願ひます。

爽かなこの秋に

お子達の爲の屋外保育用品

弊社工場の特に入念に吟味製作せる
堅牢にして體裁よき安全の品々

- 攜帶黑板——幼兒自身が適宜の所へ持ち運び自由な折疊式黑板。 一組 金十五圓
 - 折疊椅子——鋼鐵骨に丈夫な布を張つた折たゝみ自在の椅子。 一脚 金一圓二十錢
 - 折疊卓子——堅牢な蝶番で折疊み自由、長さ四尺巾二尺高さ一尺五寸、二脚一組 一組 金七圓
 - トロツコ——車、心棒とも鐵製堅牢、子供に應用の途廣し。 一臺 金三圓
 - お伽車——折疊式構造の輕便な車、面白い動物の形をした愉快な車、お辨當や保育の品々を積んで園外に子供が自由に引き出すもの、應用多端。 一臺 金二十五圓
 - 押車——幼兒が自由に押し歩く運搬車、これも様様に應用されます。 一臺 金三圓五十錢
- 其他幼稚園、幼兒用各種運動具、最新の製作に係る新案新様式の運動具多種。



株式會社 三井物産 館ルベール

本店 東京・神田・今川小路・電話九段三(三)番七
支店 大阪・東區・備後町・電話一本九三番八

昭和四年五月十五日第三種郵便物認可
(毎月一回、同十五日發行)

昭和十年十月十三日印刷
昭和十年十月十七日發行

價三十五錢